

連載
第52回

福聚山史

池浦 泰憲 文
及川 一晋 編

明治二十四年

「上地官林委託願」

○「上地官林委託願」を提出

前回ふれたように、明治二十四年（一八九一）四月、三十一世齋藤日意上人は、次の「上地官林委託願」を東京府に提出する。

上地官林委託願
一、南豊島郡淀橋町元柏木村百八番地

官林一ヶ所 常円寺上地
同郡同村百拾二番地

但し此段別巻反九畝四歩

右者、昨廿三年十二月八日附ヲ以テ御公達二相成候農商務省御布達二基キ、本年ヨリ向三十ヶ年、該寺工御委託被仰附度奉願上候、尤モ官林立木ノ儀ハ、該寺維持法ノ為メ別紙見積ノ代價ヲ以テ御下附被成下度、跡地ノ儀ハ相當ノ地租上納仕度候條、右願ノ通御許可被成下度、見積書並二繪図面相添、寺檀等連署ヲ以テ此ノ段奉願候也。

明治廿四年四月 日

府下南豊島郡淀橋町

元柏木村百拾二番地

常圓寺住職

齋藤日意(印)

(以下、総代、本山平賀本土寺貫首の署名が続くが省略)

この願状は前年（明治二十三年）の農商務省の布達に基づき出されている。その内容に

ついては、布達そのものは確認できていないが、「官有森林原野及び産物特別處分規則」の追加を指すものと考えられ、ここでは寺社に官有森林の使用を許し、そこから取れる産物を下附する、その手続き等に関する布達と思われる。（『日宗新報』第三五七号）

○明治十年の常円寺の土地
願状の趣旨は、まず明治二十四年から向こう三十年間「官林」として設定された元柏木村の林の管理を常円寺に「委託」するように求めていることである。

「官林」とは、江戸幕府や諸藩が領有していた山林を明治新政府が接収し「官有」となり国有林としたものである。この官林化は寺社領地についても、前回述べた「上地」政策の流れの中で、寺社の境内の林を除いたそれ以外の林を官有林としていった。常円寺の境内地への「上地」が、いつ、具体的にどのような行われたか明らかではないが、明治十年（一八七七）の『日蓮宗明細簿』に所収された境内見取り図（写真）には「上地官林」の記載が見え、この林の他、「畑地」や「墓地」が「境外」とされており、境内外の区画割りが明確にされていたようである。ちなみに「明細簿」から当時の常円寺が領有していた土地を確認してみると、

- 一 境内 七百二十八坪
- 一 境外民有地 一町九反九畝十九歩（一五九九百八十九坪）
- 一 宅地 二畝三歩（一六十三坪）

- 一 田 二反五畝二十八歩（一七〇七十八坪）
- 一 畑 一町五反二畝十四歩（一四九五〇七十四坪）
- 一 林 一反九畝四歩（一五〇七十四坪）

であった。

○官林の払い下げを求める

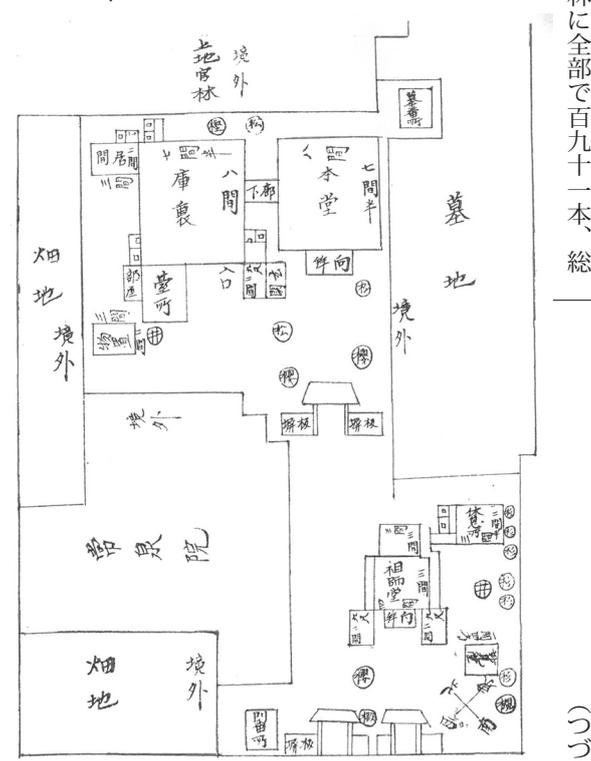
さて、「上地官林委託願」の、官林の三十年間の管理委託を求める文言の後には「尤モ官林立木ノ儀ハ、該寺維持法ノ為メ別紙見積ノ代價ヲ以テ御下附被成下度」と続く。「該寺」とは常円寺のことであるが、「維持法のため」つまりお寺を維持し仏法を弘めるためという意味であろうか、そのために「別紙見積ノ代價」を「御下附」してもらいたいという。「別紙見積」とは本文の最後に「見積書並二繪図面相添」とあるが、「木数明細書」とする文書がこの願状に添付されている。そこには官林に林立する木々の種目と大きさと本数とそれぞれの代價が記され、「壹反九畝四歩」（約五七四坪）の林に全部で百九十一本、総額「参拾六圓八拾五銭」が計上されている。官林に林立する木々を伐採し、その木を売却した利益を求めていたのである。

○委託後の官林の管理について

ところで先に取り上げた明治十年の『明細簿』には、官林について「御拂下願中」と注記

がある。このことから明治十年の時期から、払い下げを申し出たのであろう。願状の本文では「跡地ノ儀」と続くが、木々を伐採した後の土地について「相當ノ地租上納仕度候條」と、相当の「地租」を納めることを約束している。おそらく官林跡を引き続き地租を上納しつつ常円寺が領有するであろう。

以上のように、齋藤住職は、この上地された官林の管理委託↓木々の伐採・売却↓跡地の領有を、「寺檀等連署ヲ以テ」東京府大区署長林務官に願ひ出たのである。また、同年の八月付でこの官林管理に関する規約四項が作られ、そこでは、この官林を他に転売しないこと、この地から得られる収益はお寺の維持のためのみに使うこと、林の木々の保護・培養を怠らないこと（すぐにはすべてを伐採せず、三十年間は林として管理・利用していくものと思われる）、そしてこの林の管理に関する案件は寺と檀家の合意によって進めていくことが取り決められたのである。



明治10年『日蓮宗明細簿』より「常円寺境内見取り図」